

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

平成20年10月8日
厚生労働省

9月12日

- 中国国内において、中国国内の大手乳製品メーカーの粉ミルクが原因と思われる乳児の腎結石が発生している旨の報道を入手した。これを踏まえ、同日、乳及び乳製品の輸入手続きを保留するよう指示した。

9月20日

- 丸大食品（株）が輸入した加工食品の原材料の一部に、中国において牛乳へのメラミンの混入が確認された「内蒙古伊利実業集団有限公司」からの牛乳を使用していることが確認され、問題となった商品の自主回収をする旨を公表した。

(注)

- 「内蒙古伊利実業集団有限公司」等は、タンパク質の含有量を多く見せる目的で、粉ミルクの原料に意図的に添加したものと考えられる。
- 丸大食品が自主回収を行うと公表したのは、以下の5品目。
 - ・「抹茶あずきミルクまん」8個入り
 - ・「クリームパンダ」6個入り
 - ・「グラタンクレープコーン」7個入り
 - ・「角煮パオ」4個入り
 - ・「もっちり肉まん」8個入り
- 中国側の調査でメラミンが検出された22社の乳製品については、我が国への輸入実績はないが、当該公表を踏まえ、乳及び乳製品並びにこれらを含む加工食品の輸入者に対して、
 - ・ 原材料に使用された乳及び乳製品にメラミンの混入がないか点検すること
 - ・ 輸入者に対して輸入時に検査を実施すること
 - ・ メラミンが検出された場合には、食品衛生法第10条（未指定添加物の販売等の禁止）違反として輸入を認めないことを検疫所等を通じて指示し、都道府県等（134自治体）及び農林水産省を通じて関係業界に情報提供を行った。

9月22日

- 乳及び乳製品並びにこれらを含む加工食品の輸入者に対して、既に輸入された食品についても自主検査を実施するよう指示した。
- メラミンの検査実施可能検査機関（計7機関）について、都道府県等及び検疫所を通じて関係事業者に対して情報提供を行った。
- 都道府県等に対し、住民等から問い合わせがあった場合には、内閣府食品安全委員会のホームページに掲載される情報を参考に対応するよう要請した。
- 都道府県等の医療・福祉施設所管部局に対し、情報提供及び注意喚起を実施。

9月25日

- インドやインドネシア等中国以外の国・地域から輸入される乳及び乳製品並びにこれらを原材料とした食品についても、メラミンをモニタリング検査の対象項目とするよう検疫所に対して指示するとともに、都道府県等に対して情報提供を行った。
- 新たに追加となったメラミンの検査実施可能検査機関（合計9機関）について、都道府県等及び検疫所を通じて関係事業者に対して情報提供を行った。

9月26日

- 高槻市等は、丸大食品（株）が自主回収中の加工食品に対して実施した検査で、その一部商品からメラミンが検出された旨を公表した。
- 検疫所を通じて輸入者に対し、
 - ・ 9月20日以降実施中の原材料の点検結果を早期提出すること
 - ・ 自主検査については、原材料中の乳及び乳製品の配合割合が高いものを優先的に実施すること
 を指示するとともに、都道府県等（134自治体）及び農林水産省を通じて関係業界に情報提供を行った。
- 中国から輸入された乳を原材料とする加工食品からメラミンが検出されたことを踏まえ、中国から輸入される乳及び乳製品並びにこれらを原材料とする加工食品について、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとした。
- 高槻市は、丸大食品（株）に対し、メラミン検出が認められた3品目について、食品衛生法第54条に基づき、回収を命令した。

（注）検出が認められた残り1品目は、住金物産（株）を所管する東京都港区が対応。

9月29日

- 京都市は、丸大食品（株）に対する回収命令の対象となった1品目から、メラミンが検出された旨を公表した。

10月1日

- 兼松（株）が中国から輸入した加工食品（エッグタルト）について、自主検査を行った結果、メラミンが検出されたことを踏まえ、当該品を自主回収する旨の報告を受け、公表した。
- 兼松（株）を所管する東京都港区に対し、食品衛生法に基づく回収等の措置を講ずるよう、指示した。
- 検出が認められた製品と同一の製造所から輸入実績のある輸入者に対し、乳及び乳製品並びにこれらを原料とする食品について、優先的に検査を行うよう、指示した。
- 中国側の調査で新たにメラミンが検出された16社についての情報提供があったことを踏まえ、これらの企業で製造された乳及び乳製品を使用した加工食品については、優先的に検査を行うよう、検疫所を通じて輸入者に対し指示するとともに、都道府県等及び関係業界に情報提供を行った。

10月3日

- エヌエスインターナショナル（株）が中国から輸入した加工食品（チョコレート菓子）について、熊本県が検査を行った結果、メラミンが検出され、これを大阪市が公表した。
- エヌエスインターナショナル（株）を所管する大阪市は、エヌエスインターナショナル（株）に対し、当該商品の回収を指示した。
- 大阪市に対し、食品衛生法に基づく回収等の措置を講ずるよう、指示した。

10月6日

- エヌエスインターナショナル（株）が輸入した加工食品（スナック菓子）について、大阪市が検査を行った結果、メラミンが検出され、これを大阪市が公表した。
- 大阪市は、3日及び6日に検出が認められた3品目の加工食品について、食品衛生法第54条に基づき、回収を命令した。

10月7日

- 住金物産（株）が輸入した加工食品（冷凍たこ焼き）について、同社が自主検査を行った結果、メラミンが検出されたことを踏まえ、当該品を自主回収する旨の報告を受け、公表した。
- 住金物産（株）を所管する東京都港区に対し、食品衛生法に基づく回収等の措置を講ずるよう、指示した。

10月8日

- トップトレーディング（株）が輸入した加工食品（冷凍パン）について、同社が自主検査を行った結果、メラミンが検出されたことを踏まえ、当該品を自主回収する旨の報告を受け、公表した。
- トップトレーディング（株）を所管する東京都千代田区に対し、食品衛生法に基づく、回収等の措置を講ずるよう、指示した。

(別紙)

メラミンの毒性について

○メラミン：食器や日用品等に使用されるメラミン樹脂の主原料となる化学物質。

○TDI（耐用1日摂取量）

米国食品医薬品庁（FDA）の暫定リスク評価に使用しているTDI/10は0.063mg/kgbw/day*であり、体重60kgの人が1日当たり許容できるメラミンの摂取量は $0.063 \times 60 = 3.8\text{mg}$ （EFSAの暫定的リスク評価によるTDI（0.5mg/kgbw/day）では30mg）である。

※ TDI（耐用一日摂取量）とは：耐用摂取量は、意図的に使用されていないにもかかわらず、食品中に存在したり、食品を汚染する物質（重金属、かび毒など）に設定されます。耐用一日摂取量は、食品の消費に伴い摂取される汚染物質に対して人が一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される一日あたりの摂取量です。

（食品安全委員会「メラミンの概要について」より抜粋）

(参考) これまでの国内におけるメラミン検出例

製品名	輸入者	検出値 (mg/kg)	公表日
グラタンレープヨン等4品目	住金物産株式会社 丸大食品株式会社	0.8~37.0	平成20年9月26日
エッグタルト	兼松株式会社	1.4	平成20年10月1日
チョコピロース等3品目	株式会社エヌエス・インターナショナル	0.5~54	平成20年10月3日・6日
たこ焼き4品目	住金物産株式会社	0.7~1.1	平成20年10月7日
チョコワッパン等4品目	トップトレーディング株式会社	15~36	平成20年10月8日